

令和3年

すべては安心・安全なくらしのために

春の 火災予防運動

3月1日(月)～3月7日(日)



甲賀広域行政組合消防本部・消防署

甲賀市消防団・湖南市消防団

甲賀広域防火保安協会

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

あなたの建物は防火管理者が選任されていますか？

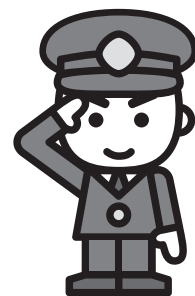
～防火管理者が必要な条件～

●防火管理者は、建物に出入りする人数によって選任が必要かどうか決定されます。

建物の種類	要件	人数
老人ホーム、老人短期入所施設等	従業員数+利用者数	10人以上
幼稚園、福祉施設(老人ホーム等を除く)の様に火災時に被害が大きくなる建物	従業員数+園児、利用者数	30人以上
飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院等、不特定多数の人が出入りする建物	従業員数+客等の数(※)	
工場、事務所等、特定の人が入り出る建物	従業員数+客等の数(※)	50人以上

※客等の数は、建物の種類に応じて客等が利用する席の数や利用する面積により算出されます。

防火管理者には
火災から人命を守る
重要な役割が
あります!!



消防用設備等の点検・報告はできていますか？

消防用設備等の点検・報告について(※1)

【点検】 機器点検と総合点検を行います

〔 機器点検：6か月に1回
総合点検：1年に1回 〕

【報告】 報告周期は防火対象物の種別で2パターン

〔 特定防火対象物：1年に1回
非特定防火対象物：3年に1回 〕

※1 消防法第17条の3の3は、消防法施行令で定める消防用設備等を設置すべき「防火対象物」の関係者に定期点検・報告を、また、そのうち「政令で定める防火対象物(注)」には資格者による点検を義務付けています。

これらの違反には、消防法第44条または第45条により罰則が科せられる場合があります。

(注) 政令で定める防火対象物…有資格者点検が必要とされる防火対象物

- 1 延べ面積が1,000平方メートル以上の建物
- 2 地階及び3階以上に飲食店や店舗等の不特定多数の人が出入りする建物で、かつ、屋内階段が1箇所のもの。(屋外に設けられた階段の場合は対象外)

※上記以外の防火対象物についても有資格者点検を推奨しています。

山火事予防運動 3/1～3/7

予防のポイント

- 強風時や乾燥時にたき火、火入れをしない。
- たき火等火気の使用中は、その場を離れず、使用後は完全に消す。
- タバコは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消し、投げ捨てない。
- 子供に火遊びをさせない。



車両火災予防運動 3/1～3/7

予防のポイント

- 車両の法定点検、日常点検を実施する。
- 電車、バス等に危険物を持ち込まない。
- 自動車等のボディカバーは防災製品を使用する。
- 消火器設置義務車両の消火器は、点検整備を行うとともに取扱方法を習熟する。



このチラシに関するお問い合わせは、お近くの消防署まで…

甲賀広域行政組合消防本部 (ホームページ <http://www.koka-koiki.jp/>)

予 防 課	TEL 63-7932	甲南消防署甲賀分署	TEL 88-7701
水 口 消 防 署	TEL 63-1119	信 楽 消 防 署	TEL 82-0119
水口消防署土山分署	TEL 67-1199	湖 南 中 央 消 防 署	TEL 72-0119
甲 南 消 防 署	TEL 86-3119	湖南中央消防署湖南石部分署	TEL 77-2119